平成24年度第1回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 (兼新居浜市地域密着型サービス運営委員会) 議事録

1 開催日時 平成24年7月12日(木)15:00~17:00

2 開催場所 市役所 5階 大会議室

3 出席者

委員:浅井委員、沖委員、岸委員、近藤委員、坂上委員、土岐委員、西原委員、藤縄委員、山内委員、山本豪委員(10名)

事務局:福祉部長•神野、

介護福祉課 課長・曽我部、副課長・村尾、副課長・近藤、係長・峯、 地域包括支援センター 所長・藤田、副所長・高橋喜、副所長・高橋靖、副所長・ 亀井

4 会議内容

- (1)会長、副会長の選出について
- (2) 平成23年度の地域包括支援センター事業報告について
- (3) 平成24年度の地域包括支援センター事業計画について
- (4) 平成24年度の地域包括支援センターの体制について
- (5) 地域密着型サービス事業者の審査について
- (6) その他

5 議事録

事務局

定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第1回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。

≪部長あいさつ≫

事務局

本日ご出席の委員の皆様には、昨年12月、委員の改選におきまして、3年間の任期で就任していただきましたが、本日は、改選後初めて開催される会議となりますので、新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第5条により、委員の互選により会長、副会長が選出されるまでの間、事務局が会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様には、お席の方に委嘱状をお届けいたしておりますのでご査収

願います。

それでは、議事にはいります前に、本日、ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。資料7の名簿の順にご紹介申し上げますので、どうぞ着席のままでお願いいたします。

≪名簿の順に紹介≫

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

≪職員自己紹介≫

事務局

新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第6条により、委員数14人に対し、出席委員10名で、本日の会議は、成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、議題の(5)「地域密着型サービス事業者の審査」につきましては、事業者によるプレゼンテーションがありますので、審査対象事業者に待機していただいております関係で、仮に15時45分の時点で、議題(4)までの審議が終了していない場合でも、一旦、中断し、議題の(5)「地域密着型サービス事業者の審査」に移らせていただき、審査終了後、中断した審議を再開することといたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議題の(1)会長、副会長の選出に移らせていただきます。新居浜市 地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条及び新居浜市地域密着型サービ ス運営委員会設置要綱第5条により、会長及び副会長は委員の中から互選すること となっております。どなたか、ご推薦いただけますでしょうか。

(推薦なし)

事務局

それでは、事務局より提案させていただきます。会長は、前の任期に引き続き、 愛媛県歯科医師会新居浜支部の浅井 仁様に、副会長は、新居浜市介護支援専門員 連絡協議会の岸 治代様にお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

事務局

ありがとうございます。皆様方のご賛同をいただきまして、会長に浅井 仁様、 副会長に岸 治代様が選出されました。

≪会長、副会長席移動≫

事務局

これからの議事進行につきましては、浅井会長にお願いいたしたいと存じます。 よろしくお願いいたします。 会 長

それでは、引き続き、議事を進行いたしますが、委員の皆様の忌憚のない活発な ご意見をお願いいたします。

まず、議題の(2)「平成23年度の地域包括支援センター事業報告について」 事務局から説明をお願いします。

事務局

「平成23年度の地域包括支援センター事業報告について」 資料1及び資料2により説明

会 長

ありがとうございました。ただいま事務局から「平成23年度の地域包括支援センター事業報告」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委 員

介護予防教室が、前年度の16回から平成23年度は40回へと、飛躍的に増えているが、要因は何か。そもそも介護予防教室に参加した人とか、市民のニーズにどれほどマッチングしているかどうか。また、介護予防教室の効果の検証をしているのか。

事務局

開催回数につきましては、平成22年度は、家族介護教室を40回開催し、介護 予防教室と合せて56回開催していたものが、平成23年度から家族介護教室を介 護予防教室と一本化し、開催回数40回ということで、実質的には、開催回数は減 っているという状況です。介護予防教室につきましては、市民のニーズというお話 もありましたが、今後、高齢化がさらに進み、要介護の方が増えていくという予測 の中で、要介護になる手前で要介護にならないように、介護予防事業をもっと拡充、 増強しないといけないと考えています。

市民のニーズにマッチしているかどうかという事ですが、介護予防については、 市民の方のニーズに応えるというよりは、そのニーズを掘り起こし、もっと必要性 を分かっていただくという啓発活動をしなければいけないと認識しております。そ の他の介護予防事業についても、内容を精査しながら必要性をもっと分かっていた だくような取り組みが必要だと認識しております。

委 員

介護予防については、保健センターの事業とかなり絡んでくるのではないかと思 うが、連携についての考えを聞かせてほしい。

事務局

介護予防の事業につきましては、65歳になってからの介護予防では遅いということで、福祉部内だけではなく部局の枠を越えて庁内で連携し、生まれてから高齢者までのそれぞれのステージにおいて、様々な取組が必要だと言われていますが、地域包括支援センターの介護予防事業は、保健センターや他の部署との連携が出来ていないというのが現状ですので、今後、保健センターも含め、他の部署との連携が必要と考えています。

委員

包括的継続的ケアマネジメント支援業務の実績として、地域ケアネットワークが

6 6 回開催されたことになっている。数多く開催されていることは評価できるが、 内容的には、包括的継続的ケアマネジメント支援業務というよりは、厚労省の地域 包括支援センターの業務マニュアルにある総合相談・権利擁護支援の業務としての 地域ネットワーク構築に向けた取組ではないか。各業務の実績に対して、正しい評価をするうえで、総合相談・権利擁護事業の実績とするべきではないか。今すぐに 改める必要はないが、今後検討していただきたい。

地域ケアネットワークの開催が総合相談・権利擁護支援事業の実績ということになれば、包括的継続的ケアマネジメントの事業として、地域包括支援センターの取組が介護支援専門員の研修会と連絡協議会だけではあまりにも少ないのではないか。実績として表記できないもっと細やかなサポートや取組があるのであれば、実績として表記するよう工夫してほしい。表記できないとしても、運営協議会としては、どういう取組がされているか認識しておくべきだと思うので、主任ケアマネジャーが地域のケアマネジャーに対していろいろサポートしたり一緒に取り組んだ事例があれば、具体的な1例2例で構わないので、お聞かせ願いたい。

事務局

地域ケアネットワーク推進協議会の件ですが、実績の報告の中で、どの業務の実績として表記するかということで、これまでは包括的継続的ケアマネジメント業務として表記してまいりました。総合相談・権利擁護支援業務の中で、地域包括支援ネットワークの構築が業務マニュアルにもありますので、表記については柔軟に検討します。ただ、地域ケアネットワークの現状について申し上げますと、18校区ごとに開催している地域ケアネットワークが、本来の目的を達するために機能していないという事で、歴代の所長も、なんとか梃入れしようとしてきました。これについては単なる表記上の問題ではなくて、内容につきましてもいろいろ検討していかないといけない、梃入れしないといけないと考えております。

次に、包括的継続的ケアマネジメントの実績については、平成19年度に介護支援員連絡協議会を立ち上げ、それ以降毎年、総会、研修会を開催しています。また、介護支援員連絡協議会の中で、地域密着部会、居宅部会、施設部会、主任ケアマネ部会等の様々な部会において、情報交換、研修等をしております。特に、主任ケアマネ部会につきましては、事例集を作成したり、事業所の一覧の資料等を整備し、ケアマネジャーには評価をいただいております。しかし、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーによる居宅のケアマネジャーに対する支援や指導は十分に出来ていないというのが現状です。それは、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の三職種が、国の基準どおり配置されない、確保できていないというのが一番大きな原因と思いますので、必要な職員の確保について、人事担当課と協議をいたします。

委員

地域ケアネットワークの課題が、内容的には総合相談・権利擁護支援業務がメインになっているのでしょうが、目的は、医療と介護の連携とか、多職種・多機関の連携による地域のネットワークづくりであり、それが主眼でないといけないし、地域包括ケアシステムの根幹になるという位置づけをしないといけない。

事務局

地域包括支援センターの職員の中でも、業務マニュアルにおける地域包括支援ネットワークや地域包括ケアシステム、地域包括ケア会議等についての認識やそれらの具体的な構築の考え方が必ずしも統一されていないため、まず原点に立ち帰って地域包括ケアシステム等を構築するうえでの地域包括支援センターの役割について、職員間で再確認し、実現に向けて取り組んでいきたいと思います。

会 長

他に何かご意見はございませんか。

委員

成年後見制度で市長が申立を行った事例は何件あるのかということと、認知症サポーターについて、小中学生のサポーターの役割と効果について、どのように考えて養成に取り組んでいるのか。

事務局

市長申立については、年間で数件の申立をしています。また、認知症サポーター養成事業につきましては、昨年度は、サポーター1202人のうち873人が小中学生でした。サポーター養成講座実施後のアンケート調査では、自身の祖父母が認知症になっており、今までの接し方の間違いに気付いたとか、帰って家族で認知症について話し合ってみるとかの感想を書いてくれているのを見ると、柔軟な考え方をする子供の時に、認知症について正しく理解をしてもらうことが、認知症の方やその家族に対しての支援の輪が広がると思いますので、効果も大きいと考えます。

会 長

他に意見はございませんか?

なければ、次に、議題の(3)「平成24年度の地域包括支援センター事業計画」 について、事務局から説明をお願いします。

事務局

「平成24年度の地域包括支援センター事業計画について」 資料3及び資料4により説明

会 長

ありがとうございました。ただいま事務局から「平成24年度の地域包括支援センター事業計画」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委 員

包括的継続的ケアマネジメントの事業として記載している地域ケアネットワーク推進協議会は、その目的としては、総合相談あるいは権利擁護事業ではないか。 保健医療福祉のネットワークの構築については、新たな取組として行われるのであれば、包括的継続的ケアマネジメントとして記載するべきではないかと思う。

次に、事業計画について、平成24年度もすでに数か月が過ぎており、昨年12月の改選後の運営協議会の新規の委員にとっては、前期の内容とか十分把握していないという状況であるが、平成24年度の事業計画は、前年度中に決まっているものと思うが、いつどんな形で協議されて決まったのか。

事務局

事業計画は、事業に伴う予算措置の関係がありますので、事業年度の前年の10

月末頃から当初予算の庁内協議に入りますが、新規の事業を始めるということになると、予算要望をする必要がありますので、実質的にはその庁内協議の頃には決まっているということです。

委 員

平成23年12月1日付けでの委員改選後、7月中旬の本日の協議会まで、一度 も開催されなかったということであれば、市長名で委嘱された委員としては、その 責務を考えると、協議の回数があまりにも少な過ぎるのではないかと思う。

また、この事業計画における個別の事業の目標、計画は分かるが、地域包括支援 センターとしての全体のビジョン、方向性がない。まずは全体のビジョンがあり、 それに伴う個別の事業内容が明記されるのが一般的であるので、地域包括支援セン ターとしての全体のビジョンを、あれば聞かせていただきたいし、事業計画の冒頭 に示してもらいたい。

それと、この事業計画の中に運営協議会の開催予定・回数が表記されていないが、 運営協議会は事業計画としては記載しないものなのか。地域包括支援センターの運 営に課題がたくさんある中で、年間1~2回の開催ではあまりにも少な過ぎるので はないか。

≪地域密着型サービス事業者の審査のため中断≫

審査終了後、事務局より地域密着型サービスについて説明

- ①第4期介護保険事業計画期間中の整備状況について
- ②平成24年4月に「夜間対応型訪問介護」1事業所を指定
- ③地域密着型サービス関連の条例制定予定について
 - ・平成24年 9月 パブリックコメント
 - ・平成24年10月 運営委員会でパブリックコメントの結果検討
 - ・12月市議会に上程

事務局

地域包括支援センターの運営方針は作成されていませんので、年間だけでなく、 基本的な運営方針も含めて作成するよう検討したいと思います。

運営協議会の開催に関する計画については、運営協議会の開催は事業ではないので、事業計画には盛り込んでいません。ただ、地域包括支援センターの運営についての最終的な意思決定は市が行いますが、運営協議会には、市の意思決定に係る意見を提言していただくのが役目となっておりますので、庁内協議により決定する前に、運営協議会でご意見をいただいたうえで次年度の計画、方針を決定するよう開催の時期についても検討します。

委 員

何度も会を重ねていろいろ意見交換をする必要があると思いますのでぜひお願いしたい。

委 員

認知症に対する対応が愛媛県は非常に遅れていると言われているが、新居浜市でもやはり認知症の方が非常に増えてきており、高齢者福祉計画 2012 年の中には認知症サポーターの養成とか認知症予防活動の推進、知識の普及啓発等あるが、地域包括支援センターが実施している認知症サポーター養成については、なかなかすぐに効果も表れないので、地域包括支援センターとして認知症についての事業を何かしてもらえたらいいと思う。

事務局

確かに認知症についての事業はこれからますます重要になってくると認識して おりますので、どういうことができるかいろいろ検討してみたいと思います。

委員

認知症の医療疾患センターが今年度7か所設置されるということですので、その拠点となる医療機関と、主治医や地域の先生方との連携が重要であり、地域包括支援センターはそのコーディネーターの役割が大きくなってくると思うので、先生方に連携をお願いしたい。

ガンについても、対策基本法の中で、対策推進協議会等のネットワークづくりも ありますし、精神科の方も在院日数を減らしていくということで、アウトリーチ等 ありますので保健センターと一緒にいろんなところが必要になってくると思う。

それと、介護予防の日常生活支援総合事業が、今年度全国で33市町村が5月の 段階で検討中と聞いているが、これも地域包括支援センターの課題になってくると 思う。

委 員

日常生活支援総合事業については、先駆的に実施する他市の取組状況を見て、今後検討していきたいと思います。

会 長

それでは、次に、議題の(4)「平成24年度の地域包括支援センターの体制」 について、事務局から説明をお願いします。

事務局

「平成24年度の地域包括支援センターの体制について」 資料5及び資料6により説明

会 長

ありがとうございました。ただいま事務局から「平成24年度の地域包括支援 センターの体制」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委員

協力機関の所在地と担当している校区、エリアがマッチングしているところもあるが、ミスマッチで校区を飛び越えて担当している事業所があるので、運営協議会の中で地域割の再考、あるいはその仕組みづくりを考えていかないといけないと思う。ここでは問題提起とさせていただきたい。

事務局

確かに協力機関が地域の相談窓口と言いながらその拠点が生活圏域にない協力 機関がございます。これについては、市民サービスの視点から考えますと、自分の 生活圏域に相談に行きたい協力機関がないというのは問題だと思っておりますので、検討課題であると認識しております。

委員

今回の運営協議会で話し合われた課題の解決や意見提言について、すぐに実現は できないとしても、今後、いつまでに解決する、クリアするというゴールを決めて、 そこに向かって協議検討していくということが必要だと思う。

事務局

委員さんが言われるとおり、いつまでも「検討する」ではいけないと思います。 新規事業や職員体制については予算を伴うため、来年度あるいは2年後からという 具体的な目標を掲げても、期限どおりに実現が難しいということもあるかと思いま すが、ご提言いただいたことは庁内協議の中で検討させていただき、早い段階で具 体的な期限を示せるようにしたいと思います。

会 長 │ それでは、最後に、「その他」として、事務局から何か報告等がありますか。

事務局

地域包括支援センター運営協議会の次回の開催ですが、来年度の当初予算の庁内 協議に入る前に開催したいと考えております。時期的には、9月末~10月初めの 日程で考えております。会長、副会長と協議させていただいて、なるべく早い段階 で決めたいと思います。

委員

この会議は、二つの会議を兼ねていますが、必ずしも同時に開催しなければいけないルールではないですよね。地域包括支援センター運営協議会だけをやることも問題ないですよね。地域包括支援センター運営協議会の方は、ぜひ数多く開催をお願いしたい。

それと、今日ここで話したことで分かったことと次に検討しなければいけないことを整理して、委員に改めて配布してもらうことは可能か。その課題を次回検討するという認識で望みたい。

事務局

議事録については、1か月以内にはお送りできると思いますが、それとは別に、 本日の会で話し合われた課題や意見を整理したものもお送りするようにします。

会 長

ありがとうございました。それでは、予定しておりました議題はすべて終了いた しました。長時間にわたりまして、熱心にご協議いただきましてありがとうござい ました。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。